



柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会

第1回資料



はじめに



柏市が中核市となり独自に動物愛護行政を推進するなかで17年が経過し、動物愛護ふれあいセンターが実施する事業については一定の成果を得る一方で、市民と動物との共生においては様々な課題が浮き彫りになってきています。またこの間、市民のみなさまと動物を通じた関わりを持つなか、動物愛護に対する期待を強く感じているところです。

以上より、本市の特性を活かしながら、より計画的に動物愛護施策を推進させるため、懇談会を設置のうえ関係者の皆様から意見を広く伺ったうえで、柏市動物共生未来ビジョン（以下「未来ビジョン」と言う。）を策定することとしました。

計画策定にあたっての基本的な考え方



未来ビジョンは、『動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」と言う。）』はもとより、『動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針』や『千葉県動物愛護管理推進計画』との整合を図りつつ、『柏市第六次総合計画』の基本的な目標である「もっと、居心地のよいまちへ」の実現等を踏まえ、動物愛護に関わる方、市民のみなさまにご意見をうかがいながら、柏市独自の動物愛護に関する将来像を具現化できるものとしてとりまとめたいと考えております。



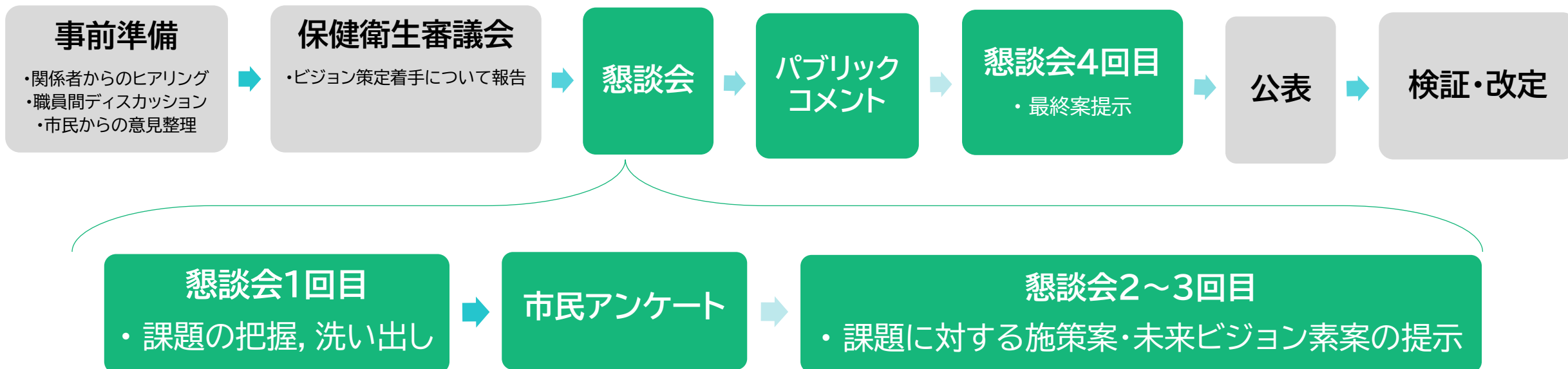
懇談会の趣旨と会の流れ



● 懇談会の趣旨

当懇談会では、さまざまなお立場で動物に関わる皆様から、専門的なご意見、また、多様な視点でのご意見をうかがい、柏市独自の動物愛護管理推進計画を策定し、より計画的に柏市の動物愛護施策を推進したいと考えております。

● 懇談会の流れ



本日の内容（次第）



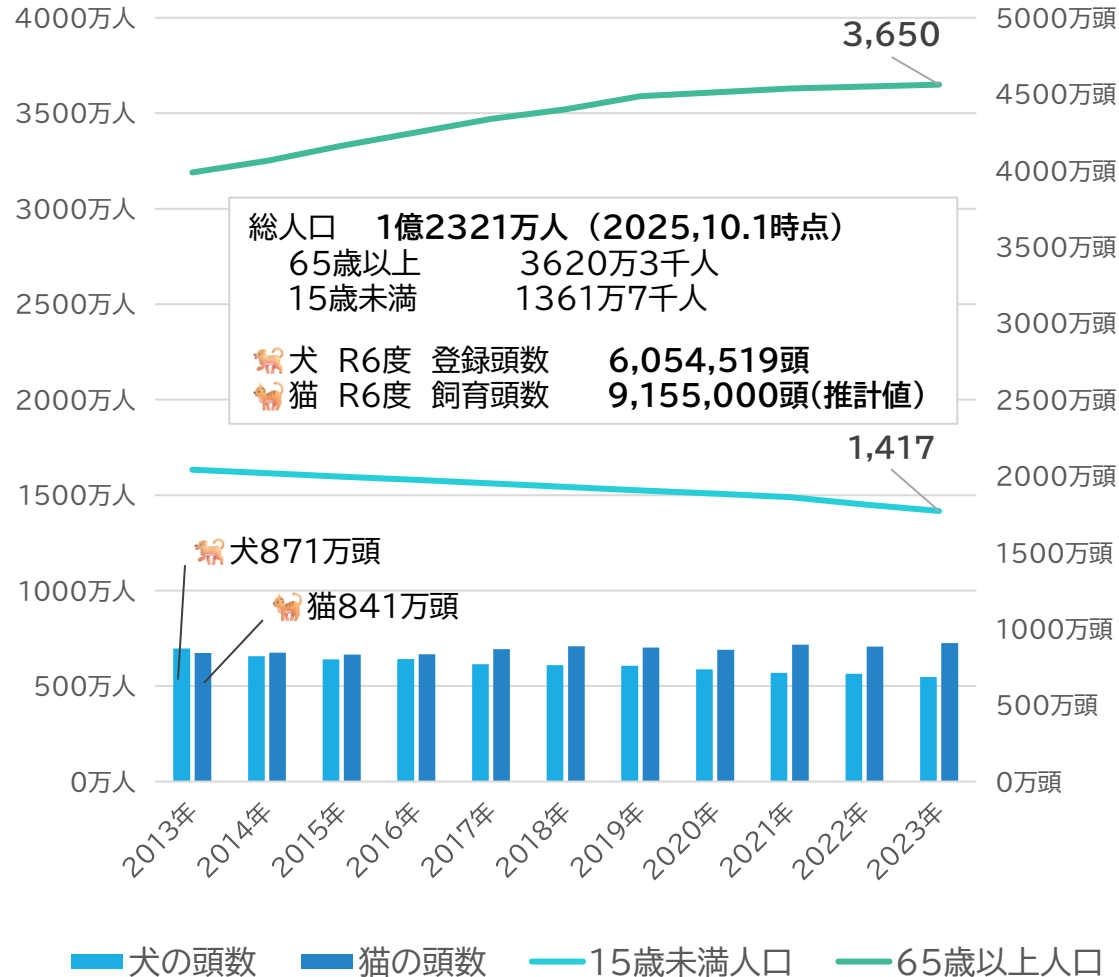
1. 動物愛護管理に関する現状と計画の位置づけ
2. 柏市の動物愛護管理に関する課題整理
3. 意見交換
4. 次回以降の予定等について



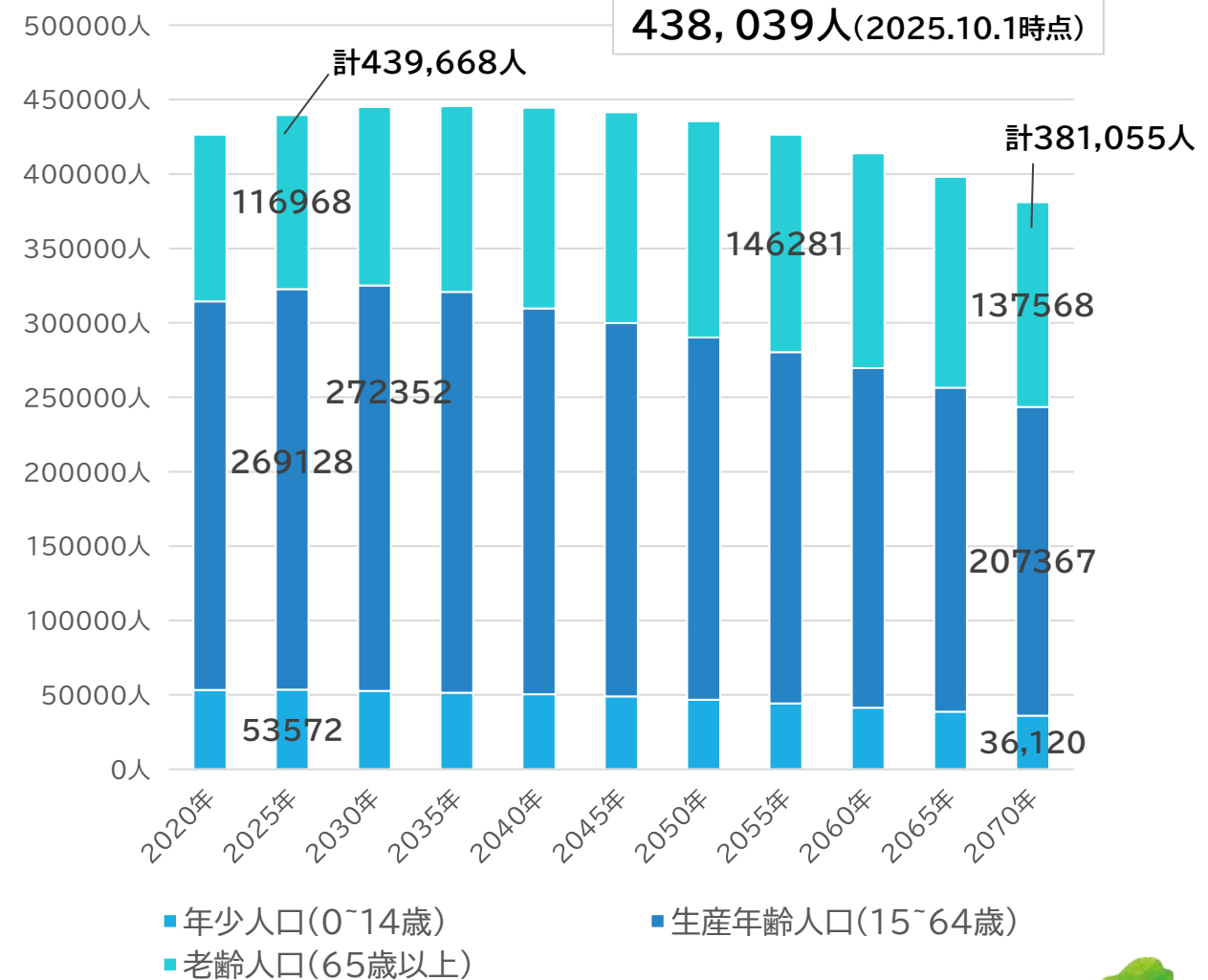
1 動物愛護管理に関する現状と計画の位置づけ

ペットを取り巻く現状（人口動態等）

全国高齢者及び未成年人口と犬猫頭数推移

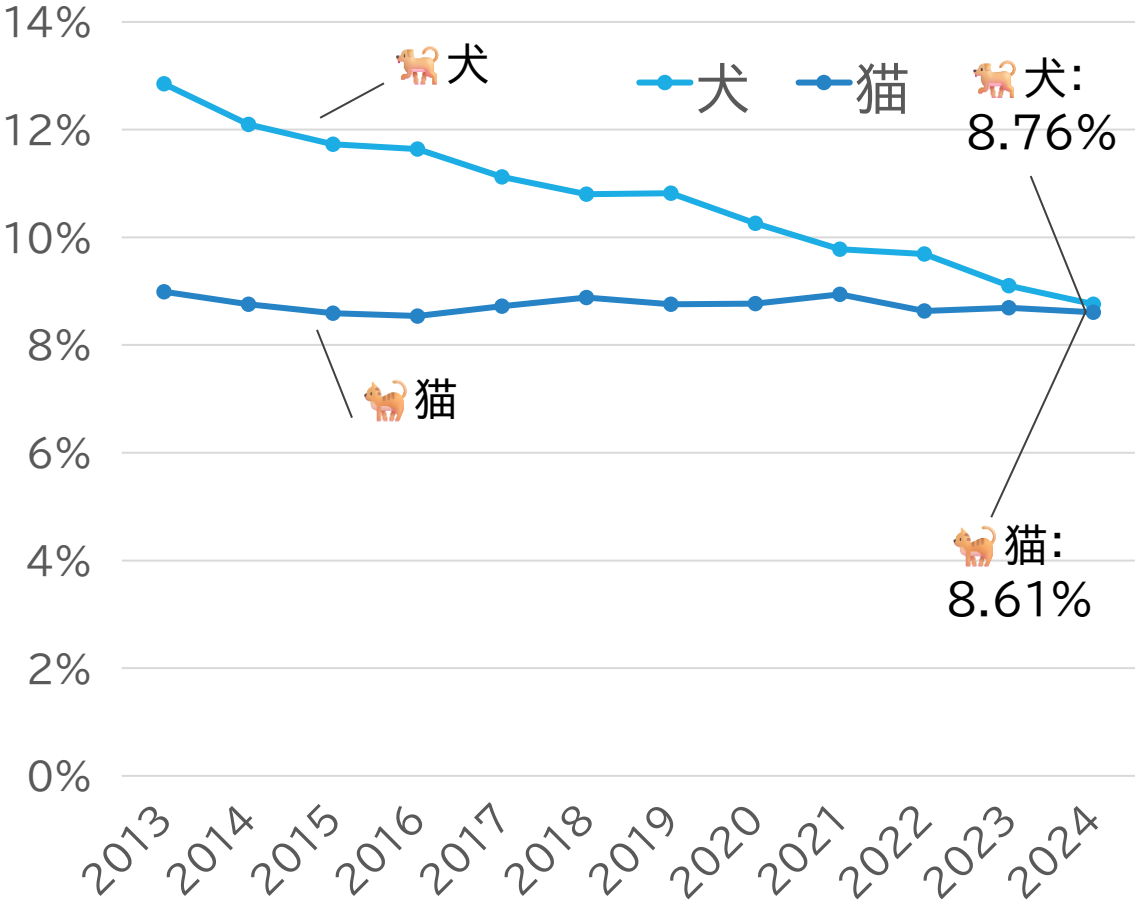


柏市の人口動態推移(予測まで)

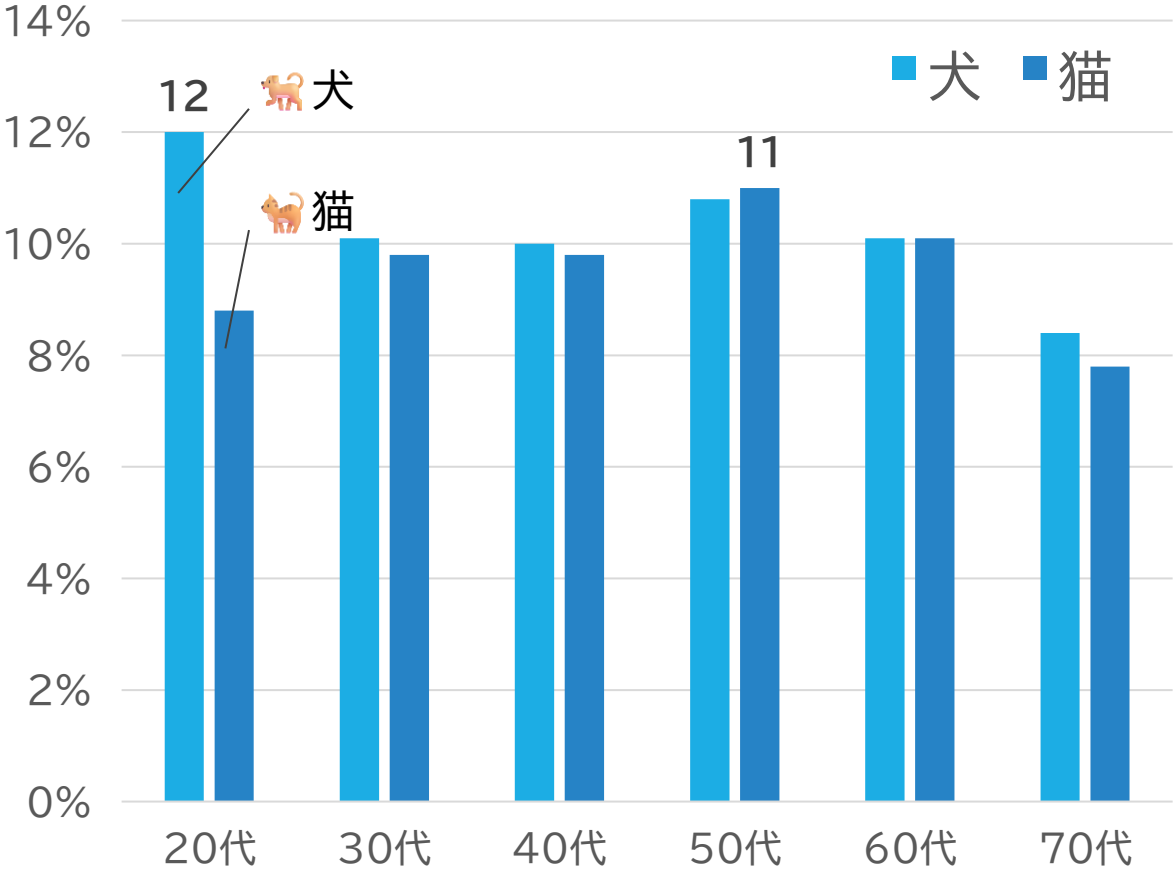


ペットを取り巻く現状（🐶🐱犬猫飼育者の世帯・世代別飼育状況の推移）

犬猫の世帯飼育率推移

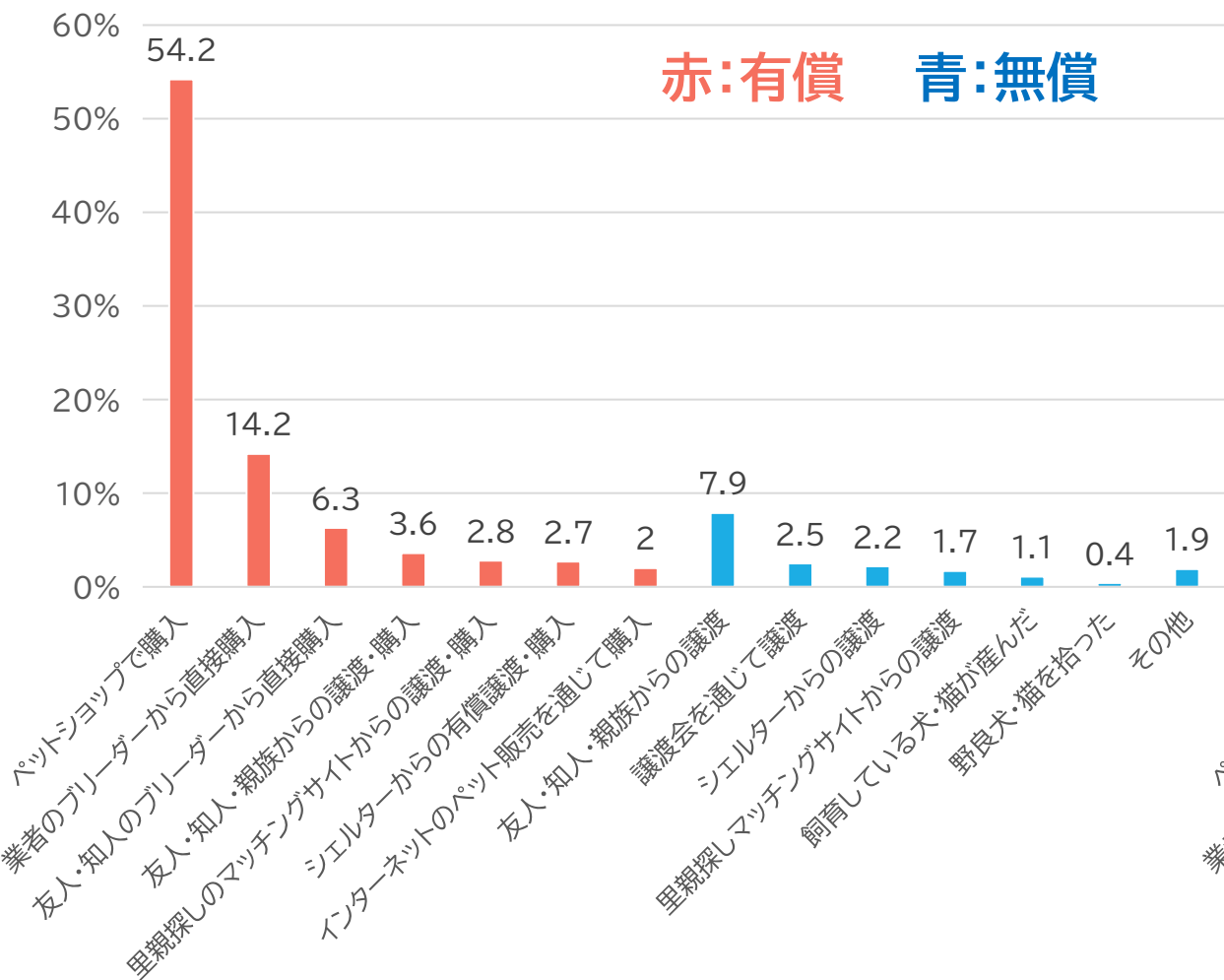


犬猫の世代別飼育状況(2024年時点)

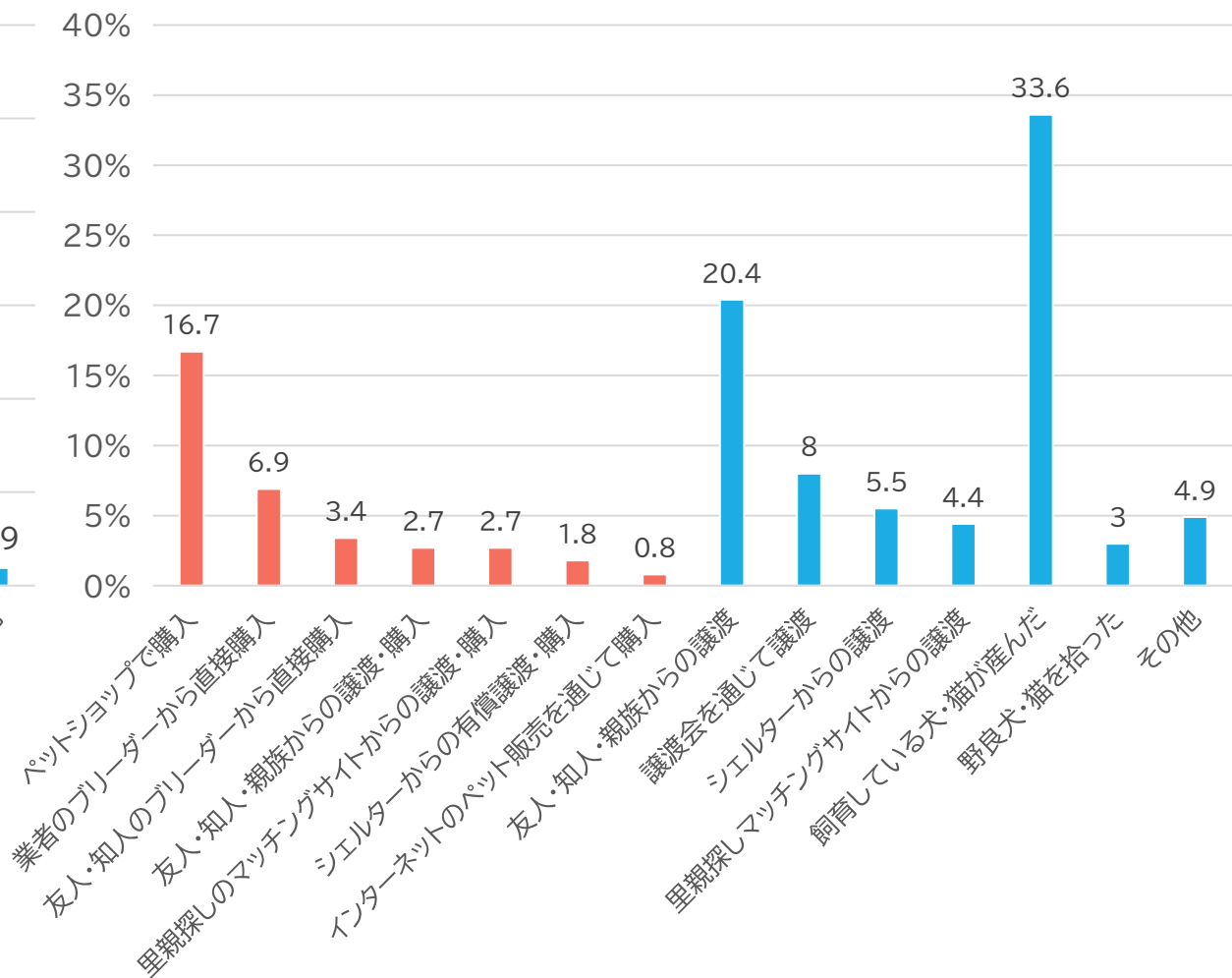


ペットを取り巻く現状（ 犬猫の入手先の傾向）

犬の入手の方法



猫の入手の方法



ペットを取り巻く現状（ペット関連施設数）

第一種動物取扱業者数(件)

	事業所数	業種別内訳計	業種別登録数						
			販売	保管	貸出	訓練	展示	競り あっせん業	譲受 飼養業
全国(総数)	50,335	65,408	22,334	31,629	1,601	5,197	4,352	27	268
千葉県	2,299	3,086	1,055	1,464	101	282	172	0	12
柏市	160	211	52	123	9	18	9	0	0

環境省 令和6年度版事務提要より作成 ※柏市:R7.4.1時点

第二種動物取扱業者数(件)

	事業所数	業種別内訳計	業種別登録数				
			譲渡し	保管	貸出	訓練	展示
全国(総数)	2,053	2,743	1,659	436	119	73	456
千葉県	82	115	76	22	2	3	12
柏市	6	9	6	3	0	0	0

環境省 令和6年度版事務提要より作成 ※柏市:R7.4.1時点

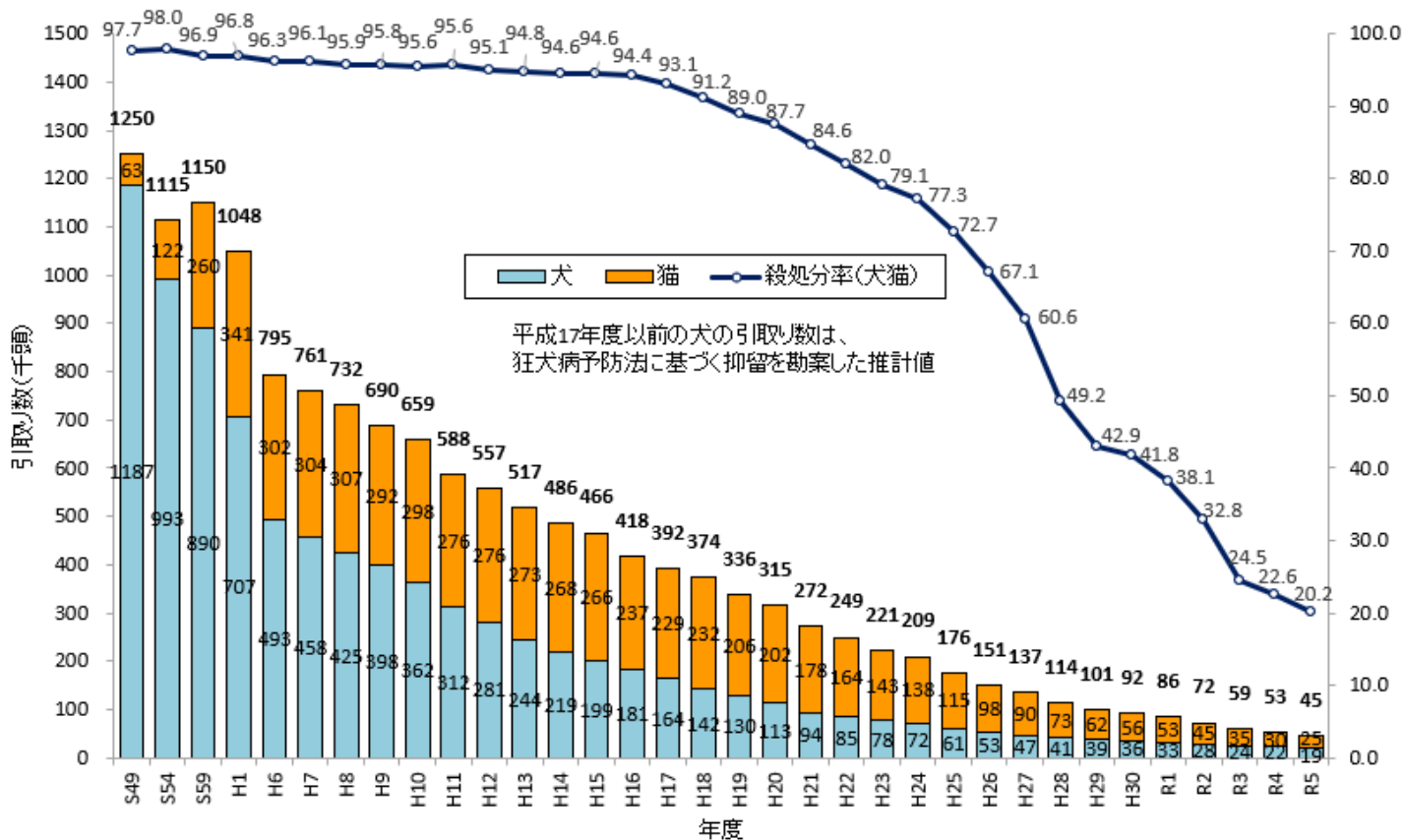
動物病院数(個人/法人診療施設:小動物, その他)(件)

全国	12,498
千葉県	721
柏市	59※

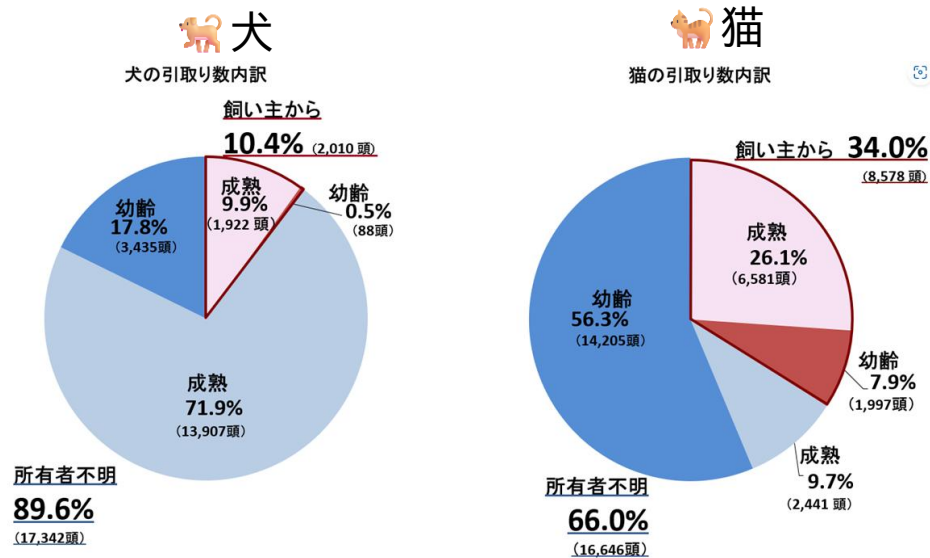
農林水産省 令和6年度飼育動物診療施設の開設届出状況(診療施設数), ※千葉県あて照会(R6.6時点)より作成

ペットを取り巻く現状（動物愛護管理行政の統計）

全国の犬猫の引き取り数推移

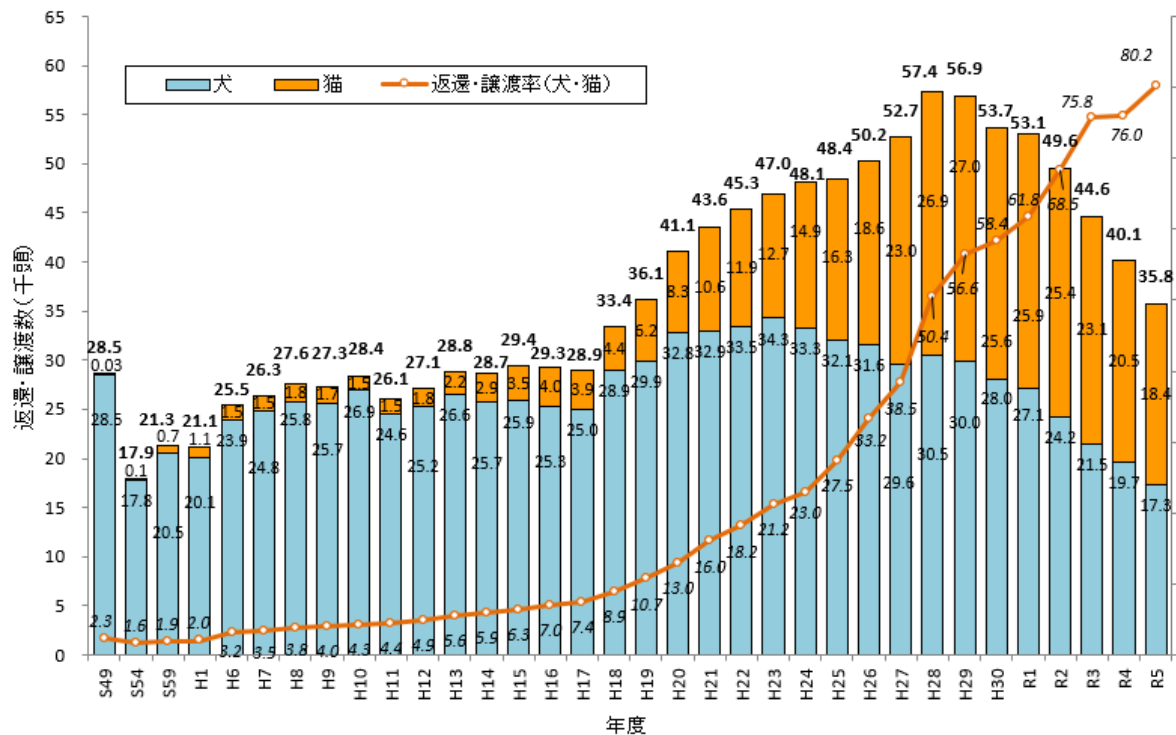


全国の犬猫の引き取り数内訳(R5度)

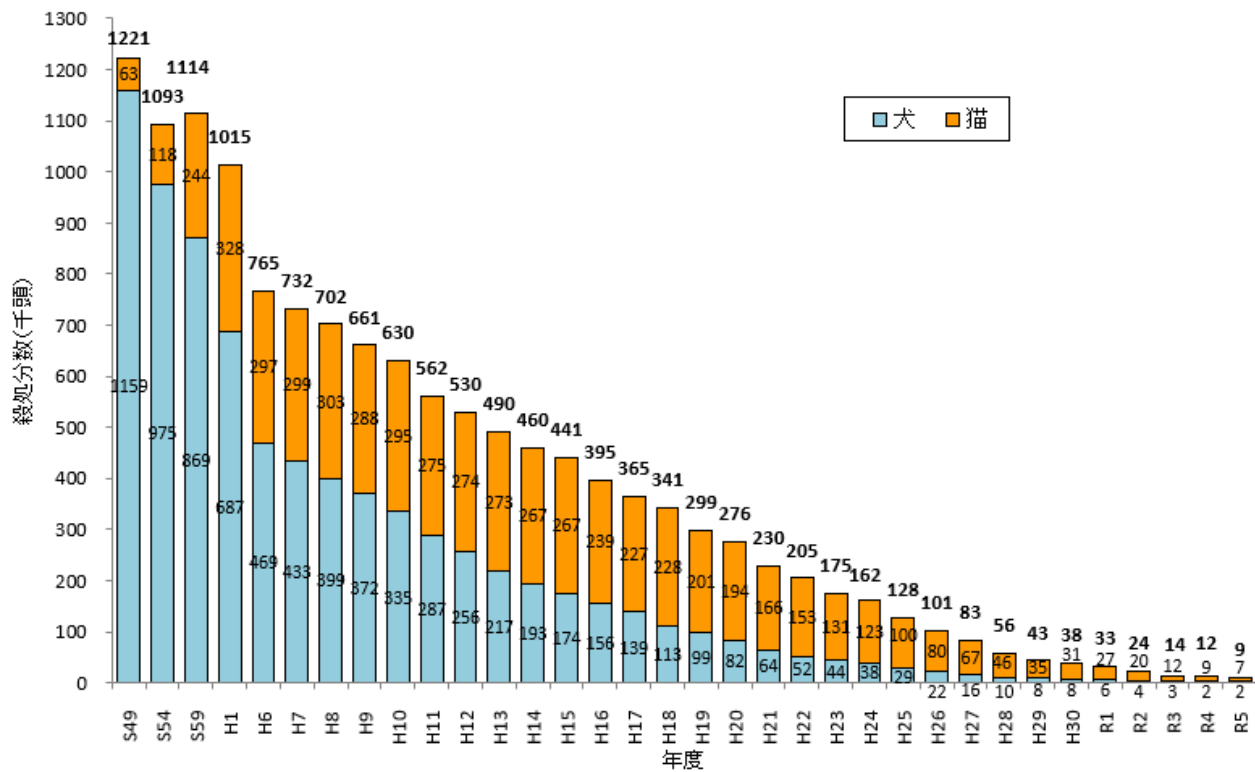


ペットを取り巻く現状（動物愛護管理行政の統計）

全国の犬猫の返還・譲渡数の推移



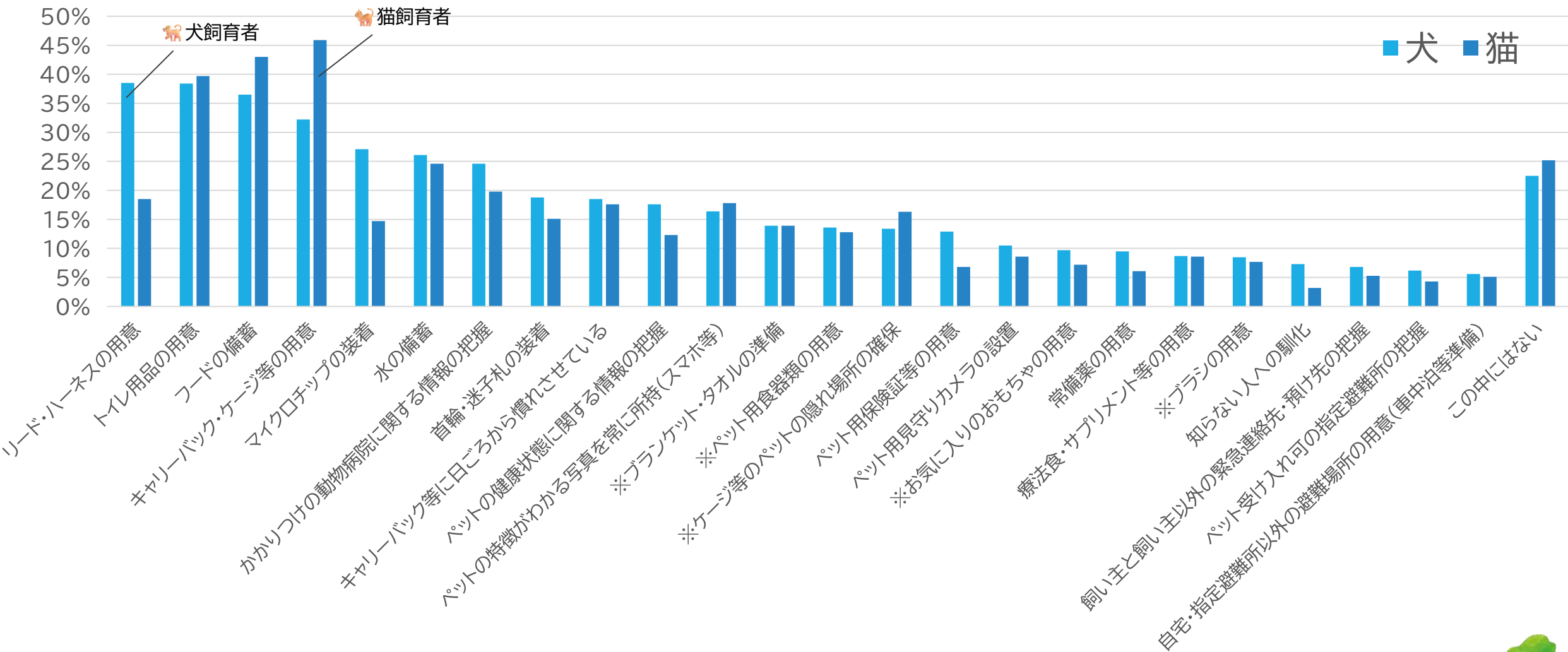
全国の犬猫の殺処分数推移



ペットを取り巻く現状（防災関連）

防災対策として実施しているもの(犬猫飼育者)

項目内※印について：避難時に持ち出すための物品



ペットを取り巻く現状(防災関連)

環境省作成「令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集」より

ペット同行避難が確認された避難所数

	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町	総計
同行避難あり	27	14	2	8	5	56
同行避難なし	18	21	2	17	5	63
計	45	35	4	25	10	119

飼い主とペットの車中泊が確認された避難所数

	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町	総計
避難所数	3	0	0	1	1	5

石川県が保護収容した放浪動物・負傷動物の状況

犬			猫		
保護収容	飼い主判明	返還	保護収容	飼い主判明	返還
110頭	46頭	46頭	291頭	2頭	2頭

※金沢市を除く全域。令和6年1月1日～9月30日

石川県が保護収容した放浪動物・負傷動物の所有者明示の状況

	所有者明示の種類	装着頭数	装着により 飼い主が判明した頭数
犬	迷子札	0	0
	鑑札・狂犬病予防注射済票	0	0
	マイクロチップ	10	3
猫	首輪のみ(迷子札無し)	0	0
	迷子札	0	0
	マイクロチップ	0	0

飼い主からの一時預かりの状況(県獣医師会)

	動物病院		シェルター	
	一時預かり 頭数	返還頭数	一時預かり 頭数	返還頭数
犬	270頭	270頭	41頭	41頭
猫	539頭	539頭	68頭	67頭
その他	7頭	7頭	18頭	18頭

※令和6年9月末日時点

柏市の概要



- 沿 革 平成20年4月に中核市へ移行
- 面 積 114.7km²
- 人 口 438,039人(R7.10月1日時点)
- 世帯数 203,698世帯(R7.10月1日時点)
- 犬の飼育頭数 26,712頭(登録頭数)
- 犬の飼育世帯数 約21,000世帯(登録頭数より算出)
- 猫の飼育頭数 約36,000頭(一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査(2024年) 猫の飼育頭数」より算出)
- 市内の動物病院数 59件 (千葉県あて飼育動物診療施設の開設届出状況(診療施設数)確認, R6.6時点)
- 市内の動物取扱業登録件数 第一種211件(販売52件, 保管123件, 貸出9件, 訓練18件, 展示9件)
第二種 9件(譲渡し6件, 保管3件, 貸出0件, 訓練0件, 展示0件) *R7.4時点
- 発災時施設整備状況 市内112か所全ての指定避難所においてペット同行避難可
うち83か所でペット同伴避難可(室内受入れ可, ただし同室ではない)

柏市動物愛護ふれあいセンター（以下センターという。）の概要



- 所在地 柏市風早2-4-3
- 設 置 平成26年4月
- 職員数 14名
 - *正職員8名(獣医師6名, 事務職2名)
 - *会計年度任用職員6名(動物行政指導員1名, 事務職1名, 動物愛護管理員4名)
- 協力ボランティア数 50 (団体・個人含む)
 - *TNR20, センター収容動物のお世話・馴化など16, 譲渡9, ミルクボランティア5
- 建築面積 656㎡
- 収容能力 犬28頭, 猫32匹

動愛法第37条の2(動物愛護管理センター)

都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。



センターが実施する主な事業

①

狂犬病予防法 に基づく事業

畜犬登録事業
狂犬病予防注射事業
集合注射事業
MC装着啓発事業



②

動物の愛護及び管理に関する法律 に基づく事業

犬猫の引取り事業
動物取扱事業者監視指導事業
動物取扱責任者研修実施事業
特定動物許認可関連事業
犬猫に関する苦情相談事業
啓発イベント関連事業
地域猫活動普及啓発事業
災害時動物救護事業
人獣共通感染症啓発業務



<事務所での電話相談風景>

①及び②
に基づく事業

犬の捕獲, 抑留, 処分(返還・譲渡)事業
犬, 猫等負傷動物の保護, 抑留,
処分(返還・譲渡)事業
犬の咬傷届関連事業



<徘徊犬捕獲時風景>

その他の事業

センター環境整備事業
センター人材育成事業
ボランティア活動支援事業



<地域猫活動(猫捕獲時)風景>



<集合注射風景>



<しつけ方教室風景>



<センター収容犬管理(散歩)風景>



<動物取扱業立入風景>



<愛護教室風景>



<動物処置風景>



<譲渡時風景>

動物の愛護及び管理に関する法律について（制定と改正経緯）



対象動物

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひるのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類

S48
13条

「動物の保護及び管理に関する法律」制定

- ・保護動物の虐待・遺棄の防止, 動物愛護思想の普及啓発, 動物による人への危険の防止
- ・自治体による引き取りの義務化

<理念法>

動物を「管理」する
という考え方

H11
31条

「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更・大幅改正

- ・名称と法目的変更（保護→愛護）, 基本原則に「動物は命あるもの」を明記
- ・動物取扱業の規制（届出制の導入）
- ・飼い主責任の追加 ・罰則の強化

<理念法> + <規制法>

- ・動物を「管理」するという考え方に「愛護」を追加
- ・動物取扱業を規制する「規制法」という概念

H17
50条

一部改正

- ・動物取扱業が登録制に
- ・特危険動物（危険動物）が飼養許可制に ・罰則の強化

H24
65条

一部改正

- ・法目的に「人と動物の共生」が追記, 終生飼養が明文化
- ・動物取扱業の規制強化
- ・自治体による引取り義務の例外（拒否できる規定）を追加 ・罰則の強化

R1
99条

一部改正

- ・動物取扱業における飼養管理基準を具体化, 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止
- ・動物愛護管理センターの業務を規定
- ・犬猫等販売事業者等に対するMC装着・登録の義務化 ・罰則の強化

動物の愛護及び管理に関する法律の目的（第1条より）

動物の“愛護”

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の
動物の愛護に関する事項を定めて

国民の間に動物を愛護する気風を招来し

生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する

動物の“管理”

動物の管理に関する事項を定めて

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し

もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする

動物愛護推進計画の位置づけ



法 5条

環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めなければならない。

指針

平成18年 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以降、「基本指針」とする。)

「今後の施策の展開の方向」として、以下10項目の ①**現状と課題**及びそれらに対する ②**講ずべき施策**が具体的に示され、
「**関係機関等は、これらの施策について、令和12年度までにその実施が図られるように努める。**」としている。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 | (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 |
| (3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止 | (4) 所有明示(個体識別)措置の推進 |
| (5) 動物取扱業の適正化 | |
| (6) 実験動物の適正な取扱いの推進 | (7) 産業動物の適正な取扱いの推進 |
| (8) 災害対策 | (9) 人材育成 |
| (10) 調査研究の推進 | |

法 6条

都道府県は、基本指針に即して「動物愛護管理推進計画」を定めなければならない。動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項

*上記のほか動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項,その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるとしている。

千葉県動物愛護管理推進計画（初回策定平成26年）

現状と課題

- 1 犬及び猫の引取り
- 2 野犬等の捕獲
- 3 所有明示措置
- 4 殺処分数
- 5 苦情及び指導助言数
- 6 猫に係る問題
- 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
- 8 災害時における動物の救護
- 9 狂犬病予防
- 10 特定動物の飼養・保管
- 11 動物の多頭飼養

目標と基本的な方針

- 1 犬猫の殺処分数について数値目標を設定
- 2 連携、協働による施策の推進
千葉県／指定都市・中核市／市町村／飼い主／動物取扱業者等／県民／推進員／動物愛護団体等／獣医師及び獣医師会
- 3 飼い主責任の徹底
- 4 地域における取組に対する支援

課題への取組

- 1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
 - (1) 動物愛護管理推進協議会の設置
 - (2) 動物愛護推進員の委嘱
 - (3) 関係機関、関係団体等との連携、協力
 - (4) 人材育成
- 2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
 - (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
 - (2) 地域における取組に対する支援
 - (3) 所有明示措置の推進
 - (4) 動物取扱業の適正化
 - (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
 - (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
 - (7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
 - (8) 特定動物による危害の防止
 - (9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
 - (1) 普及啓発等 (2) 災害時動物救護活動マニュアル (3) 体制の整備
- 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
 - (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
 - (2) 各種教室等の開催制度

都道府県を除く他自治体の計画策定状況

▶政令指定都市 全20都市のうち、8都市が計画を策定

札幌市	札幌市動物愛護管理推進計画
仙台市	仙台市動物愛護アクションプラン
千葉市	千葉市動物愛護管理行政のあり方
横浜市	横浜市動物愛護管理業務計画
名古屋市	名古屋市人とペットの共生推進プラン
京都市	京都市動物愛護行動計画
大阪市	「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画
福岡市	第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

▶中核市・保健所設置市 全67都市のうち、6都市が独自の計画を策定

いわき市	いわき市動物の愛護と管理に関する基本的な方針
川口市	川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画(第2次)
松本市	松本市の動物愛護管理に関する基本方針
豊橋市	①豊橋市動物愛護センター(仮称)基本計画 ②豊橋市動物愛護センター(仮称)整備基本計画
岡崎市	岡崎市動物行政推進計画
尼崎市	尼崎市動物愛護管理推進計画 実施方針

法体系と策定予定の計画（未来ビジョン）の位置づけまとめ

国

動物の愛護及び管理に関する法律

【昭和48年，最終改正令和元年】

動物の愛護及び管理に関する施策を
総合的に推進するための基本的な指針

【平成18年，最終改正令和2年】

狂犬病予防法

【昭和25年，最終改正令和7年】

県

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例

【平成26年，最終改正令和2年】

千葉県動物愛護管理推進計画

【平成26年，令和5年～令和12年】

整合

柏市



柏市第六次総合計画

（基本構想10年・前期基本計画5年）
【令和7年】

整合

柏市動物の愛護及び管理に関する条例

【平成19年，最終改正令和2年】

柏市動物共生未来ビジョン

計画的な動物愛護施策の実施



2 柏市の動物愛護管理に関する課題整理

課題の抽出と整理



国 基本指針

普及啓発・多様な主体との
相互理解の醸成

適正飼養の推進による動物の健康
及び
安全の確保並びに返還・譲渡の促進

周辺の生活環境の保全と
動物による危害の防止

所有明示（個体識別）措置の推進

動物取扱業の適正化

実験動物の適正な取り扱いの推進

産業動物の適正な取り扱いの推進

災害対策

人材育成

調査研究の推進

県 動物愛護管理推進計画

犬及び猫の引き取り

殺処分数

猫に係る問題

野犬等の捕獲

苦情および指導助言数

動物の多頭飼育

所有明示措置

狂犬病予防

特定動物の飼養・保管

災害時における動物の救護

特定動物の飼養・保管

柏市における課題の 抽出と整理



動物愛護管理行政に
関わる皆様※からの
ヒアリング

※獣医師・ボランティア・専門家・事業者



センター職員間での
ディスカッション



センターに市民から
日々寄せられる
ご意見の整理

現時点で抽出・整理した課題一覧



1. 動物の健康・安全の向上と譲渡の促進
2. ボランティア・事業者・行政との連携
3. 犬猫等を飼育する高齢者, さまざまな事情を抱える方への福祉的な支援
4. 防災体制の整備・充実, センター施設の活用
5. 犬猫等の不適切飼育, 餌やりへの対応
6. 動物愛護教育の体系的な整備・充実
7. その他(狂犬病予防法, 所有者明示, 動物取扱事業者, 特定動物, 動物由来感染症)

1.動物の健康・安全の向上と譲渡の促進



基本指針(抜粋・要約)

- 依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。
- 犬及び猫の引取り数は大幅に減少した一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷(こうしょう)事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。
- 今後は、引取り拒否規定や、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある

関係者ヒアリング結果

- かつて「殺処分ゼロ」にした自治体が、今になって苦しんでいる。税金を使って長期収容する事態が生じていることも要因の一つ。ボランティアや職員の負担も大きくなっている。
- 国は当初スローガンとして殺処分ゼロを打ち出したが、結果数値目標となり現在の事態となっている。今は国として殺処分ゼロの方針は打ち出していない。
- 攻撃性の高い犬は譲渡に適さない。あらかじめ人と生活可能かをジャッジすることが必要。
- 負傷などした動物については、動物の脳の仕組みとして希望を持たないので苦痛が続くと言われている。QOLの向上が重要。
- 安楽死は必要だが、そこに至るまでの仕組みを作ることが難しい。
- センターが扱う動物に、犬猫以外は含まないのか。

職員間ディスカッション結果

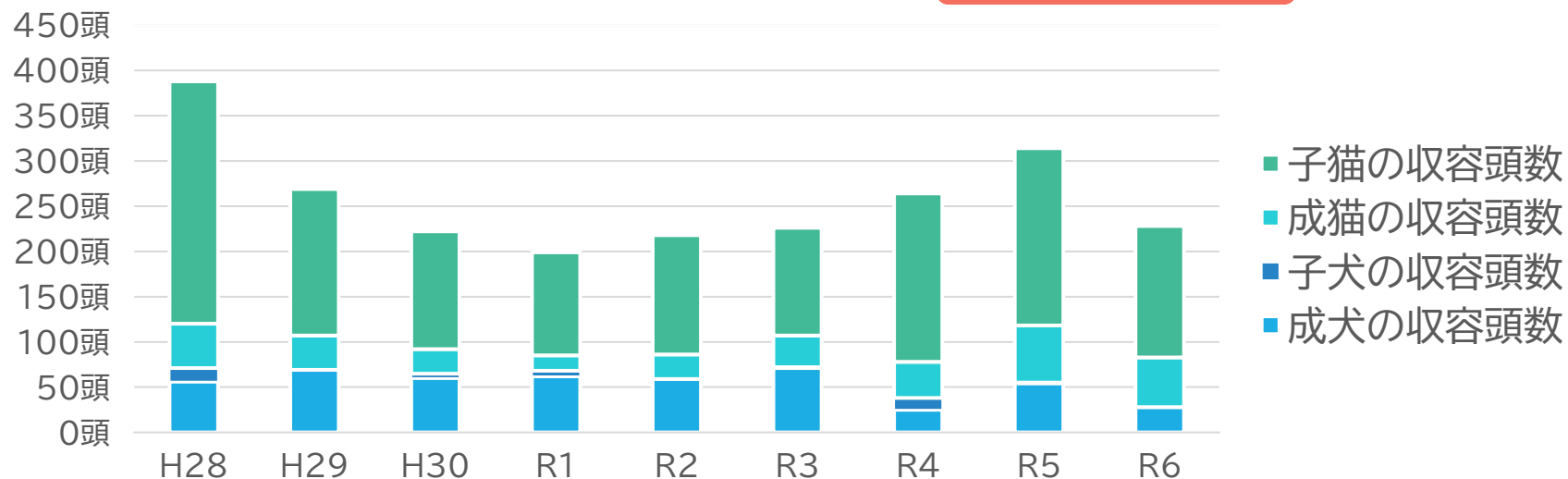
- 安楽死を含めた殺処分にに関する考え方を整理し、柏市犬・猫等の致死処分実施要領の改正について専門家を交え議論する必要がある。
- 殺処分をしないことで長期収容となる動物が増えており、より譲渡を促進する必要に迫られている。
- 長期収容となる高齢猫についてアットホーム事業(高齢者への一時預かり等)をより推進していくべきでないか。
- 一般の方の譲渡希望による見学がコロナ禍以降極端に減っているため、センターのPRが必要ではないか。
- センターが収容する動物は動愛法及び狂犬病予防法に基づき犬または猫となっているが、警察署等から犬猫以外の鳥類・は虫類について引取り相談が寄せられることがあり対応に苦慮する。

動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の分類

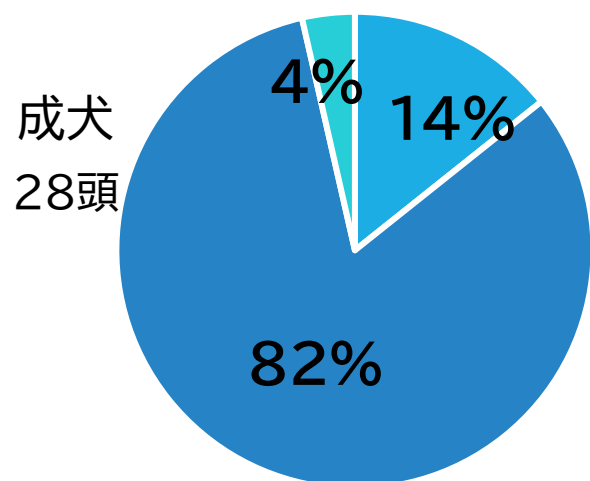
	分類①	分類②	分類③
定義	譲渡することが適切ではない (治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)	愛玩動物、伴侶動物として 家庭で飼養できる動物	引取り後の死亡
	希望者又は愛護団体等に譲渡することが、動物愛護管理法第1条及び第2条の趣旨に照らして適切ではない又は譲り受けた者が同法第7条第1項の責務を果たすことが極めて困難と自治体の獣医師が判断したため、殺処分を行った動物	①以外の理由により譲渡又は保管が困難である、と判断したため、殺処分を行った動物	都道府県知事等が動愛法第35条第1項及び第3項に基づく引取り、狂犬病予防法に基づく抑留又は、条例に基づく収容を行った後、その運搬、飼養管理中に殺処分以外の原因で死亡した動物
例示	● 負傷や病気等による苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第2条の趣旨に反すると判断される動物 ● 狂犬病予防法第9条、第14条、第18条の2に基づいて取り得る殺処分 ● 動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止するために殺処分が必要な動物 ● 重篤な病気、著しい障害等があり、譲渡が適切でない判断される ● 収容中及び譲渡後に人や他の動物に危害を及ぼす恐れが高い動物 ● 闘犬として使用又は訓練された犬で、人や他の動物に重大な危害を及ぼす恐れがある動物	● ①には該当しないが、適切な譲渡先が見つからない動物 ● ①には該当しないが、施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難な動物 ● ①には該当しないが、適切な飼養管理が困難な動物	● 病気または老衰により死亡した動物 ● 事故により死亡した動物 ● 幼齢のため死亡した動物 ● 死因不明の動物

センター収容動物に係るデータ

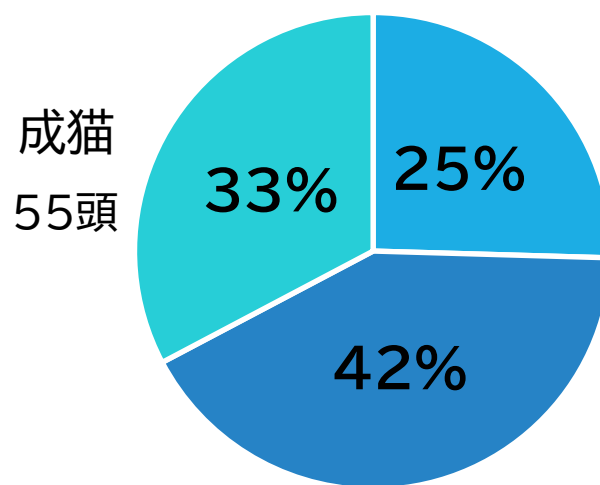
犬猫収容数推移



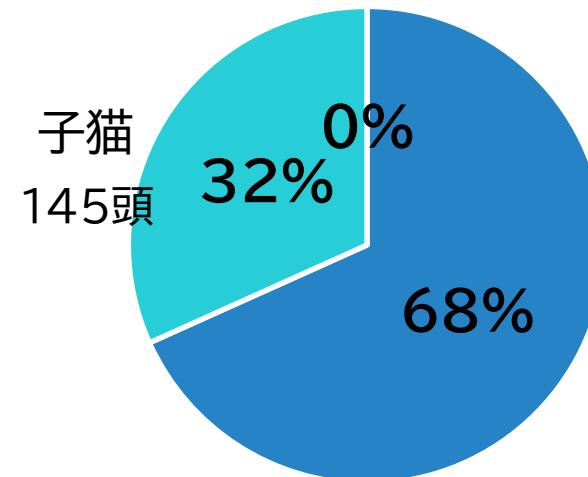
令和6年度收容理由内訳



■ 飼い主 ■ 飼い主不明 ■ 負傷保護



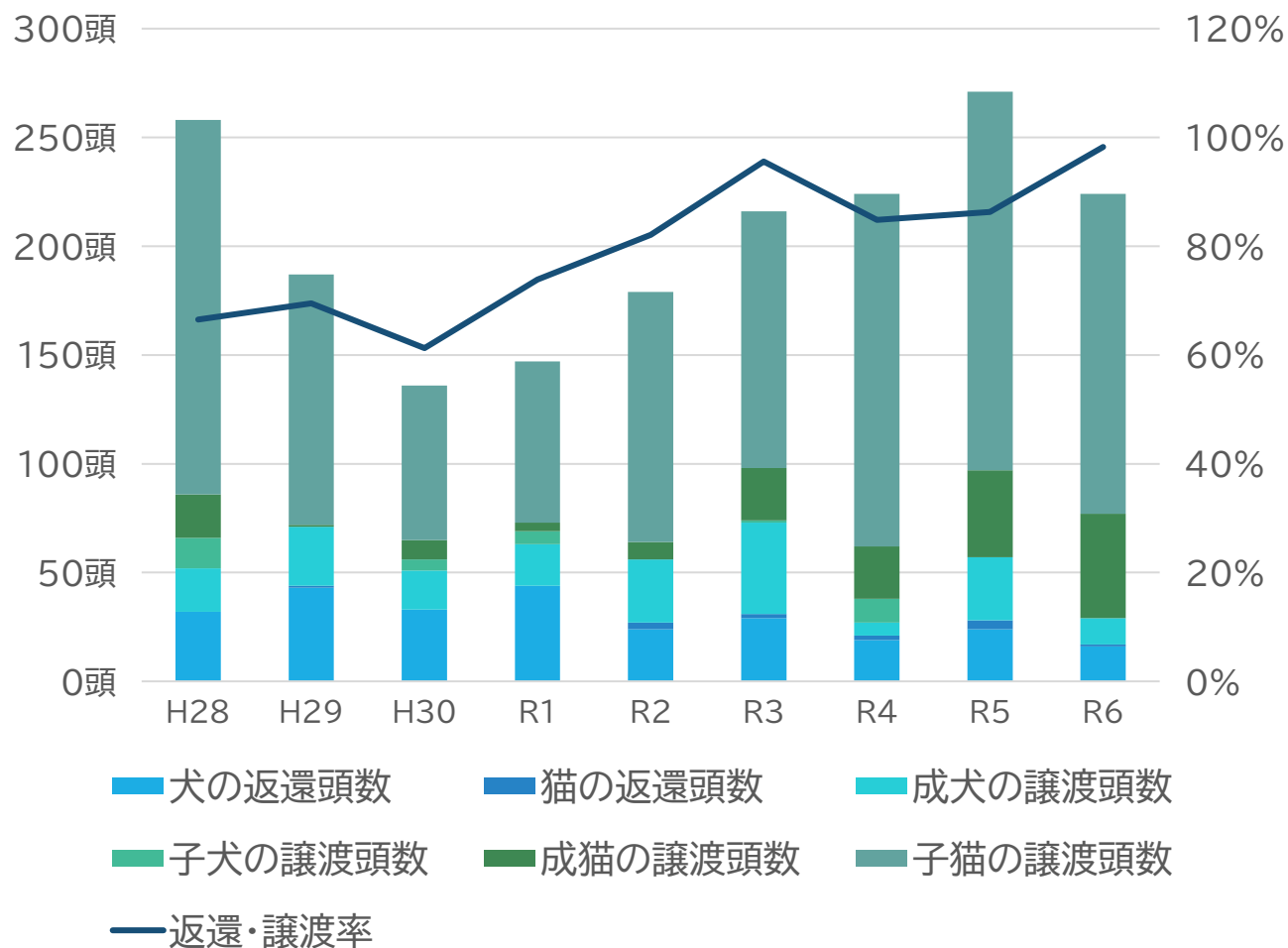
■ 飼い主 ■ 飼い主不明 ■ 負傷保護



■ 飼い主 ■ 飼い主不明 ■ 負傷保護

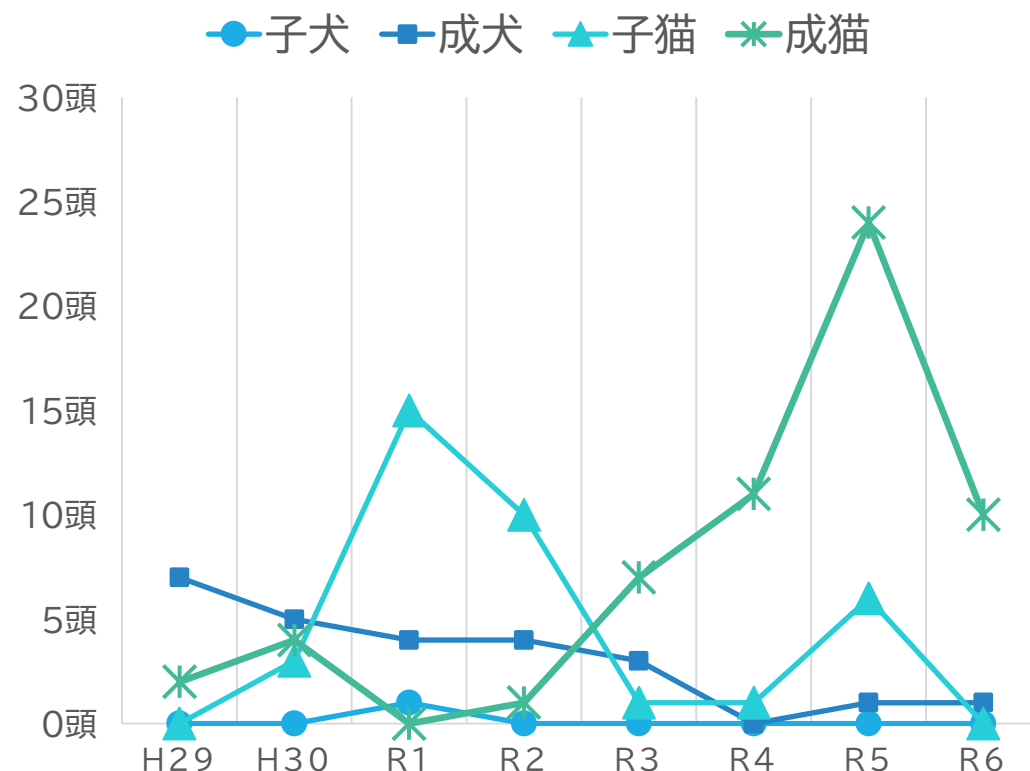
センター収容動物に係るデータ

犬猫返還・譲渡数と返還・譲渡率の推移



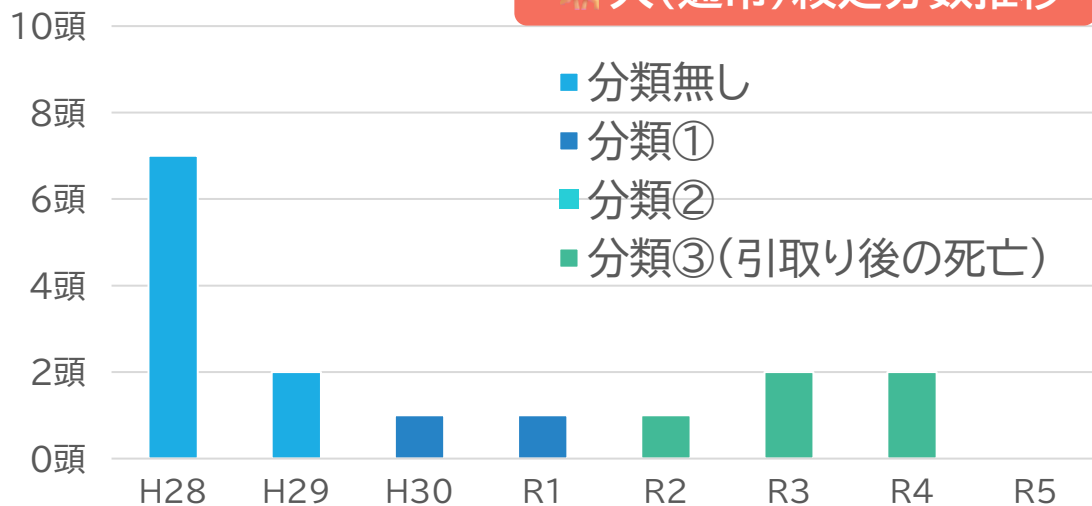
長期収容(滞在90日(60日※)以上)となった犬猫頭数推移

※子犬・子猫については60日以上

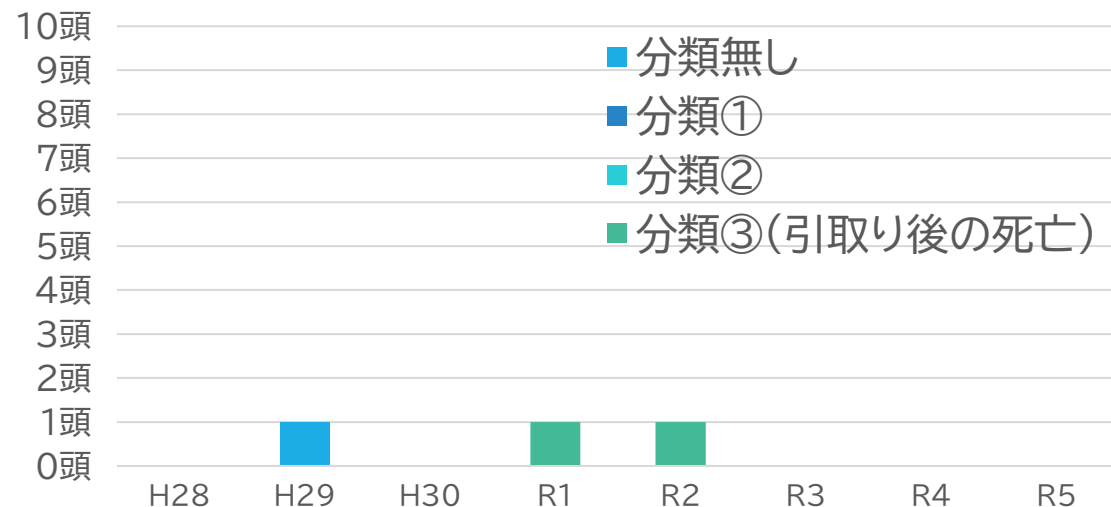


センター収容動物に係るデータ

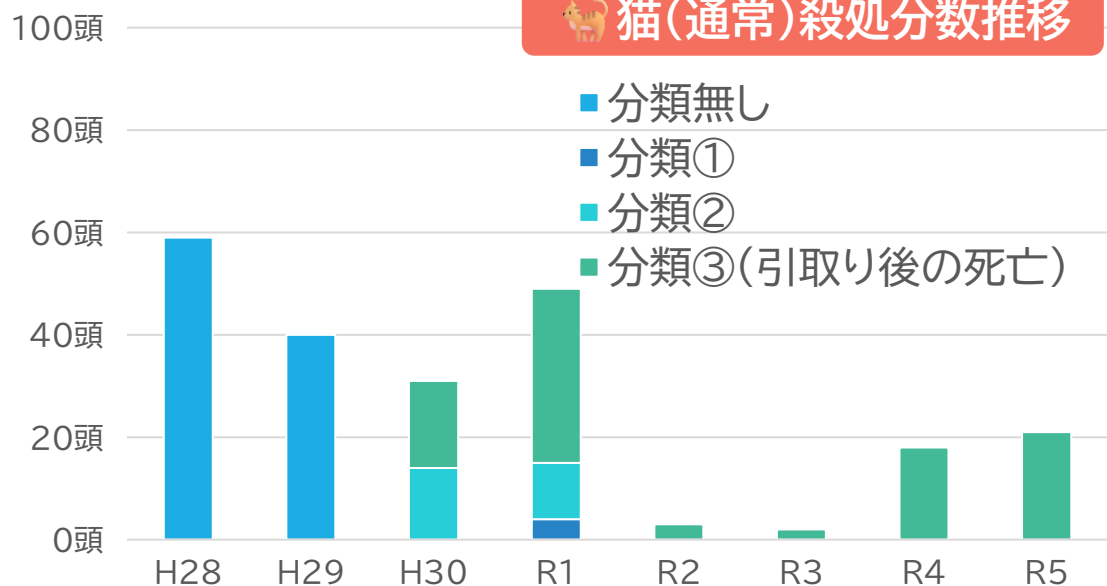
 犬(通常)殺処分数推移



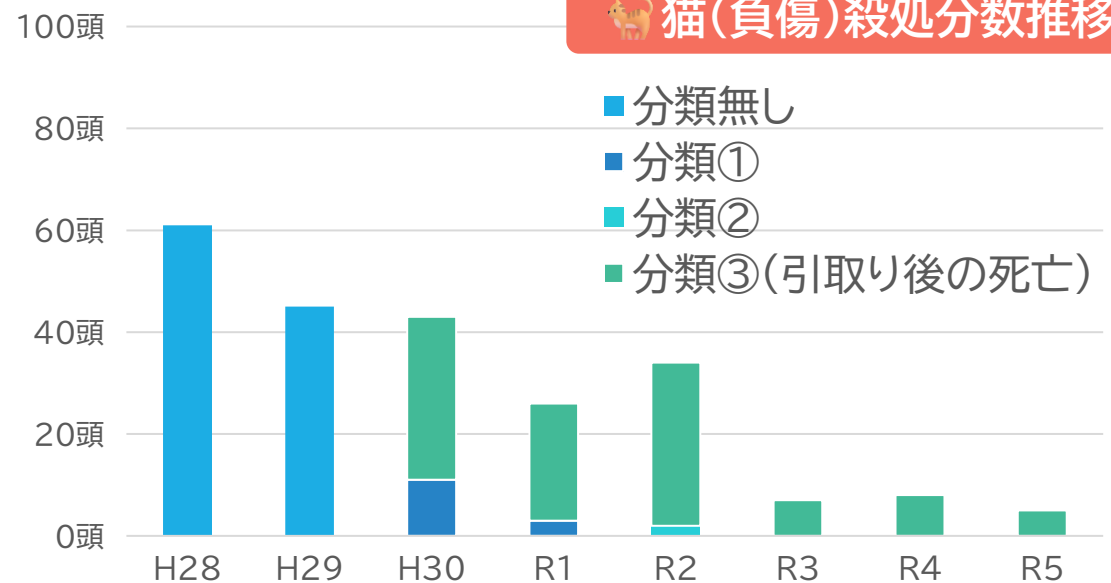
 犬(負傷)殺処分数推移



 猫(通常)殺処分数推移



 猫(負傷)殺処分数推移



2. ボランティア・事業者・行政との連携

基本指針(抜粋・要約)

- 動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。
- 民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。委嘱された動物愛護推進員等の人数は、H30度末で125地方公共団体中72地方公共団体、約3400人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど体制の整備はまだ十分とは言えない状況。
- 行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

関係者ヒアリング結果

- 審議会のような固い組織ではなく、サロンの話しやすく気軽に議論できる場・組織が必要。
- 全国的にボランティアによる行政への協力体制が構築されつつあるなかで、行政とボランティアとの役割分担が曖昧になりがちである。双方の明確な役割分担と連携体制の構築が必要。
- 動物愛護団体の運営は寄付や有志の協力で成り立っており、施設整備や人員の問題を抱えているところもある。

職員間ディスカッション結果

- ボランティアや動物病院、事業者との連携が不足している。
- 獣医師会との課題共有と相互協力を強化すべきではないか。
- ミルクボランティア、看取りボランティア、TNRボランティアへの支援について金銭面を含め充実すべき。
- ボランティアの皆様への教育機会がない。
- ボランティア、行政が交流する場や話し合う場がない。もっと双方向のコミュニケーションを取る場が必要。
- ボランティア、行政と連携していただく事業者(動取業者含)を増やし、全体で課題認識できる風土の醸成が必要。



ボランティア・事業者と、センターの連携の現状

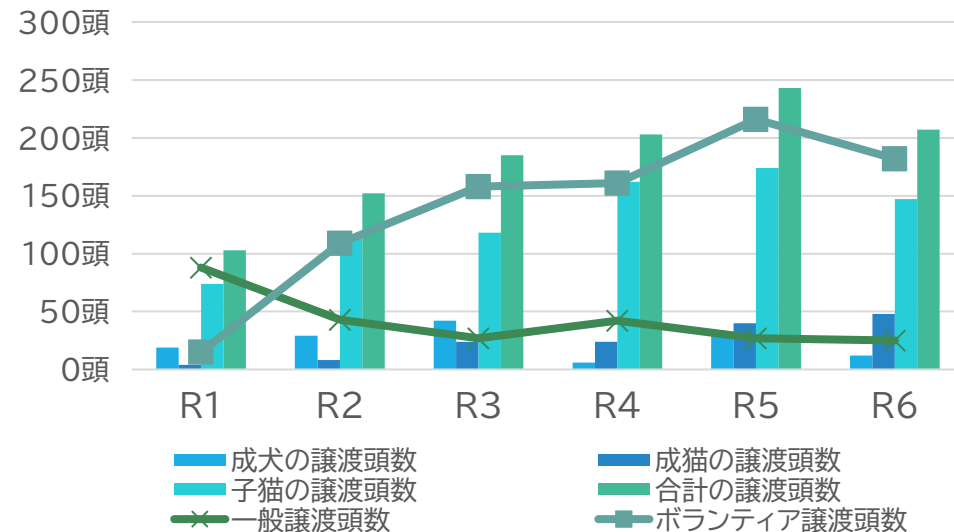
<ボランティアとの連携>

- ▶ 柏市で活躍する千葉県動物愛護推進員数
 - ・ 計**5**名(R7度時点)
- ▶ センターの収容動物の清掃や馴化等ボランティア活動実績
 - ・ のべ**552**名 **272**日
- ▶ センター収容動物の再譲渡を目的としたボランティアへの譲渡割合
 - ・ **87**%(R6年度)
- ▶ ボランティアの協力を得て対応した猫関連苦情処理
 - ・ 全99件中**13**件(R6年度)
- ▶ (公財)どうぶつ基金さくら猫TNR(行政枠)による地域問題解決の為の手術頭数
 - ・ **167**件(匹)(R6年度)

<動物取扱事業者との連携>

- ▶ 動物取扱事業者等と連携した取り組みを模索中

ボランティア／一般譲渡頭数の推移





3.犬猫等を飼育する高齢者,さまざまな事情を抱える方への福祉的な支援

基本指針(抜粋・要約)

- 課題設定なし

関係者ヒアリング結果

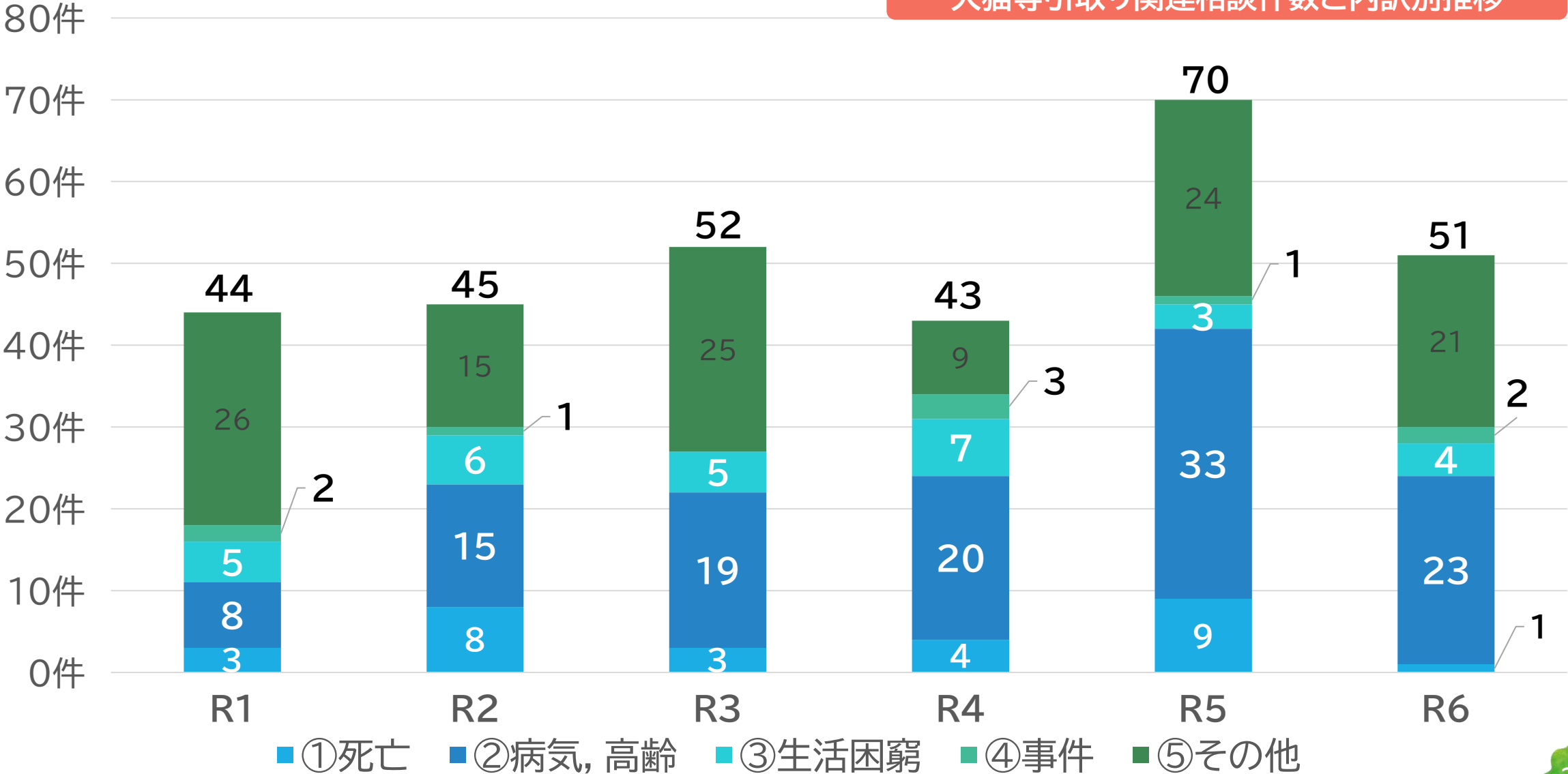
- 独居高齢者が急遽入院した場合,家・部屋に動物が残されてしまう。
- 児童相談所からの相談もあり,子や動物が残されるケースがある。
- 飼い主が逮捕され,動物が残されるケースがある。
- 多頭飼育問題について,福祉部局からの相談が多い。
- 高齢者は仕事や子育てがひと段落し,経済的にも余裕があるため犬猫を飼うのに適しているものの,飼養する犬種や年齢に制限がある。
- すべての世代が動物との暮らしを楽しめる仕組みが必要。
- 近隣住民からも,高齢者が飼育する動物について心配する声を聞くことがある。
- たくさんの猫を飼っている高齢者宅で糞尿が放置され,近隣住民から悪臭の原因として相談が寄せられる。

職員間ディスカッション結果

- 福祉・高齢者部門との連携の強化・制度化により,人とペットのセーフティーネットの確保が必要である。
- 高齢者による動物飼育の支援方法を検討する必要がある。
- 本人に飼育継続の意思はあるものの,やむを得ない事情による(入院,拘留等)先の見えない一時預かりの相談が増えている。対応策の検討が必要。
- 高齢者がペットを飼育することについて,市としても良好な飼育が継続されるよう,見守る体制整備が必要ではないか。
- ペットに関するニーズに応じた相談先がセンター以外にも多くあることから,センターとしてもそれらの情報を発信・周知する必要がある。

センターにおける犬猫等引取り関連相談件数と内訳別推移

犬猫等引取り関連相談件数と内訳別推移



4. 防災体制の整備・充実，センター施設の活用

基本指針(抜粋・要約)

- ・ 飼い主責任による同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている
- ・ 一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。
- ・ 近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

関係者ヒアリング結果

- ・ ペット防災について、発災時を想定した各機関の動き等詳細について議論すべき。
- ・ 動物愛護ふれあいセンターが発災により損壊した場合は、動物の救護体制はどうなるのか。
- ・ 発災時を含め動物愛護センターでの感染症予防対策や動物の手術、処置体制の確保はどうなるのか。
- ・ 平時において、地域猫の手術をセンターで実施してほしい。
- ・ 団体、ボランティア等の活動拠点、学習スペースとしての活用はできないか。

職員間ディスカッション結果

<防災体制について>

- ・ 大規模災害発生時の同行避難・受け入れ体制の具体化が必要である。
- ・ ペット用備蓄品(缶詰、シーツ、タオル等)のあり方の検討や充実が必要である。
- ・ 災害時における動物救護体制のシミュレーション、訓練が必要である。
- ・ 市内や県内はもとより近隣都県との協力体制や連携についても検討が必要。

<発災時を見据えた平時のセンター施設の活用について>

- ・ 発災時における運用を含め、センターの在り方について再検討が必要ではないか。
- ・ 動物愛護センターの施設規模と人員体制は適切か。

柏市のペット防災 < 防災体制 >

▶ 発災時のセンターの役割

- ・ センターは、千葉県災害時動物救護マニュアルに基づき千葉県動物救護本部の組織の一部として動物救護センターの役割を担います。
- ・ センターは、柏市地域防災計画及び柏市保健所震災対応マニュアルに基づき避難所動物班の役割を担います。

▶ 『柏市 ペット避難受入れに関するガイドライン』策定 監修:東葛地域獣医師会

▶ 災害時協定の締結

- ・ ペットの救護活動の協働
➡令和5年 公益社団法人日本愛玩動物協会千葉県支所「災害時における動物救護活動の協働に関する協定書」締結
- ・ ペットの救護活動や、避難所における指導等の支援
➡令和5年 東葛地域獣医師会「災害時における動物救護活動に関する協定書」締結

▶ ペット避難ができる市内施設整備状況

- ・ 市内**112**カ所全ての指定避難所にペットと同行避難可能。
- ・ 112カ所のうち**83**カ所※は、ペットと屋内同伴避難可能(ただし飼い主と同室ではない)
※83カ所内訳:小学校 42カ所 ・ 中学校 21カ所 ・ 近隣センター 20カ所

▶ 各避難所の備蓄状況

- ・ ①ペット避難初動グッズ ②ケージ(大・中・小)83カ所に計498個 ③ケージカバー83カ所に計830枚



発災時も見据えた，平時からのセンター施設の活用



<平時のセンター収容能力>

- 犬:28頭, 猫:32頭
 - ▶備蓄用飼料
 - ・約130kgをローリングストック形式で保管
 - ▶市民の避難施設機能
 - ・無し
 - ▶自家発電設備
 - ・無し

<発災時等センター追加収容能力>

- 犬猫約40頭分(クレート, ケージ等)
 - ▶捕獲車倉庫を動物飼育管理室として想定

<平時の処置室利用>

- 収容動物の処置・治療
 - ▶処置室・検査室の能力
 - ・麻酔器, 処置台, X線装置, 血液検査機器, 動物用薬品等を常設・常備
 - ▶職員配備
 - ・獣医師職員(センター職員)常駐
 - ▶施設, 備品更新
 - ・15年目途に実施予定

<発災時の処置室利用>

- 東葛地域獣医師会との協定により負傷動物処置, 収容動物管理に活用

<市民・ボランティア等の施設利用状況>

- 市民の利用状況
 - ▶苦情, 相談の常時受付け
 - ▶収容動物譲渡に繋ぐ見学・案内実施
 - ▶犬, 猫の飼い方講習会の開催等
- ボランティア活動の支援
 - ▶ボランティアとの共同譲渡会開催
 - ▶地域猫活動推進のための相互協力
 - ▶動愛センターにおけるボランティア活動の受入れ等



5. 犬猫等の不適切飼育，餌やりへの対応



基本指針(抜粋・要約)

- 動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況。
- 所有者不明の犬又は猫について、引取り拒否規定が追加されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要。

関係者ヒアリング結果

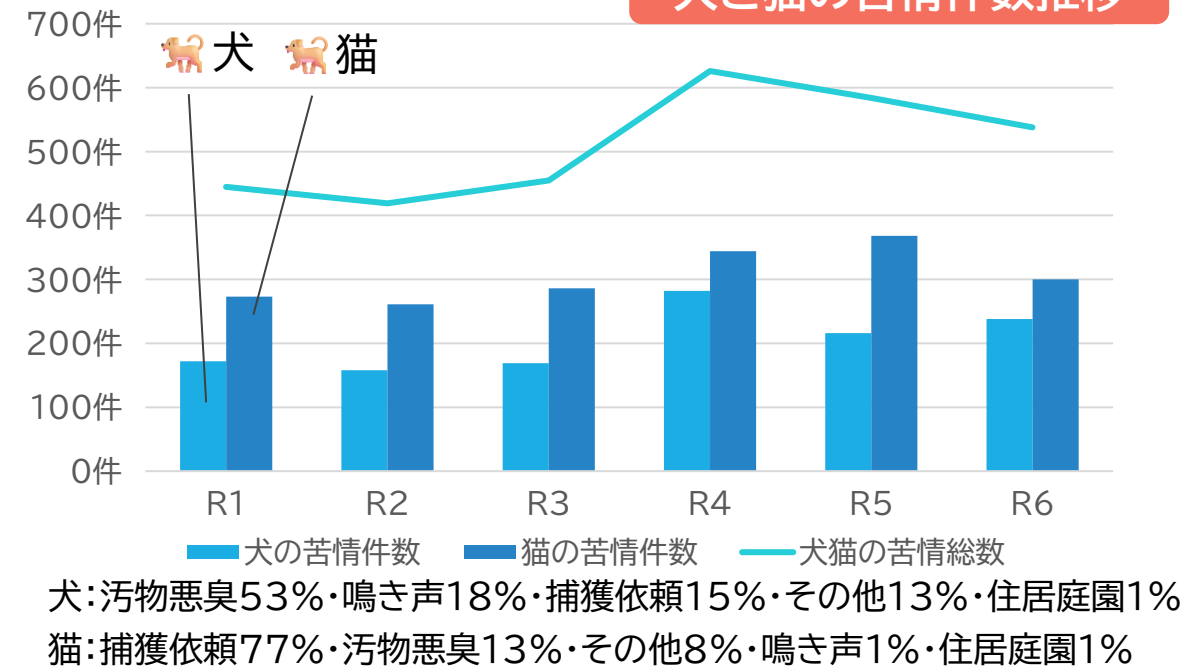
- 中外飼いの猫がトラブルの原因になることも多く、猫は外にいるべきでない。TNR活動の支障になる可能性もある。
- 飼い方やしつけ方は家庭により様々であるため、行政が一律のルールを決めるのは難しいのではないかと。
- 市民が動物を飼育する人もしない人に対しても寛容な気持ちで接することができる柏市になるとよい。

職員間ディスカッション結果

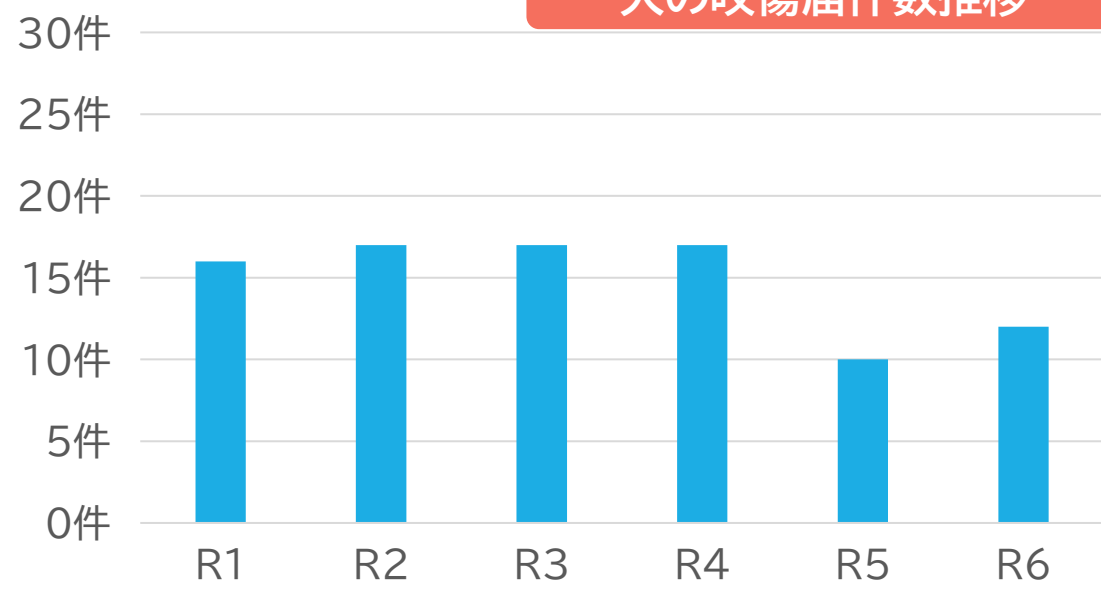
- 犬猫の不適切飼育，餌やりに関する苦情が多く，マンパワー不足もあり職員の精神的な負担を軽減する必要性が生じている。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射を実施しない飼い主が一定数存在し，対応に苦慮している。
- 適正飼育について，計画的・効率的かつ効果的な飼い主への情報提供が必要である。
- 苦情が多い傾向にある地域が一定数ある。件数等データを正確に処理し，重点的，計画的に対応するような体制づくりを検討すべき。

犬の不適切飼育，屋外で生活する猫への不適切な餌やりへの対応に関するデータ

犬と猫の苦情件数推移



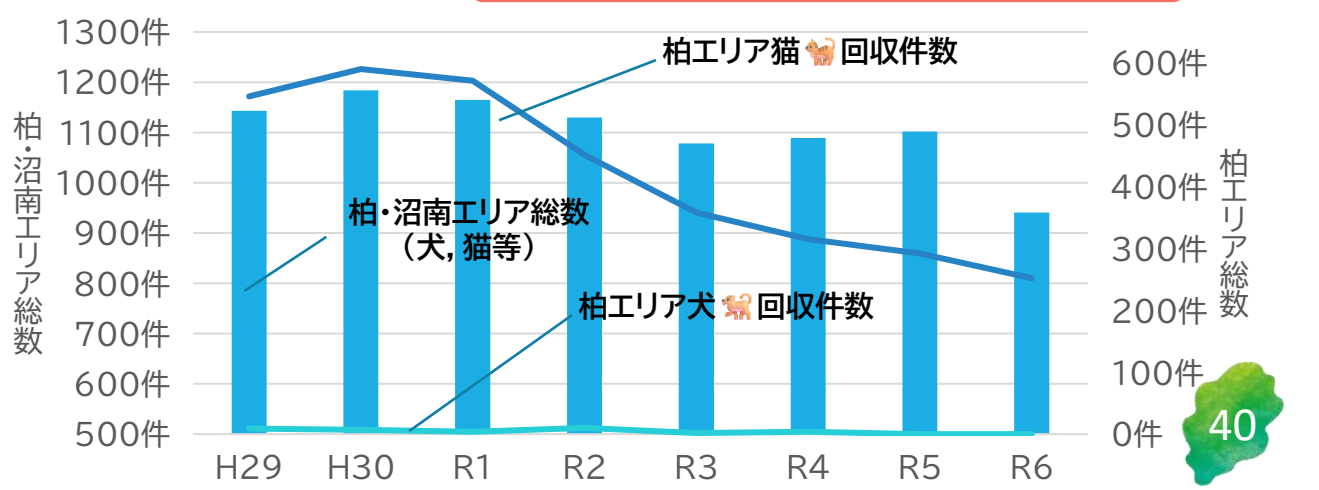
犬の咬傷届件数推移



地域猫補助金交付頭数推移



犬猫等動物死体回収件数推移



6. 動物愛護教育の体系的な整備・充実



基本指針(抜粋・要約)

- 国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。
- 一方、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。
- 様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

関係者ヒアリング結果

- 幼少期からの愛護教育が非常に重要だと聞く。充実させてほしい。
- 地域猫活動について全く知らない方も多く、理解が得られないことが多い。
- 生涯学習講座などで、多くの市民が「動物との正しい関わり方」を学ぶ機会を提供してほしい。
- 学校飼育動物が減少しているが、人と動物との関わりについて学ぶ機会は必要だと思う。

職員間ディスカッション結果

- コロナ禍を機に愛護教室等の開催回数、参加者人数ともに減少傾向となっている。
- 子ども向けの教室にあっては、現在生体を利用しておらず、生体に代わる効果的な教育方法が必要である。
- 小学校、中学校向けカリキュラムに、「命の尊さについて学ぶ機会」などを設け、動愛センターが関わることはできないか。
- 施設見学や、職場体験を通じ、動物の適正飼育について学ぶ機会を提供する必要がある。
- 児童、生徒の動物アレルギー対策も念頭に置く必要がある。
- 動物愛護活動に取り組む高校生や大学生の部活やサークル活動に、動愛センターも協力してみてはどうか。
- 動物愛護センターからの情報発信方法について工夫が必要。

柏市で実施する啓発関連教室等に関するデータ

子ども向け教室							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回数	11回	13回	7回	実施せず	実施せず	2回	3回
参加人数	266名	486名	127名	—	—	61名	76名

犬・猫しつけ方教室							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回数	4回	4回	5回	実施せず	実施せず	3回	3回
参加人数	100名	58名	97名	—	—	17名	39名

動物愛護フェスティバル							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加人数	700名	750名	550名	実施せず	実施せず	荒天中止	120名
開催場所	ららぽーと柏の葉		センター	—	—	—	センター

7. その他 狂犬病予防法及び所有者明示に関すること



基本指針(抜粋・要約)

- 法改正において販売される犬猫へのマイクロチップの装着,所有者情報の登録等が義務化されたことから,所有明示措置の推進が一層求められており,所有明示措置の意義,役割等についての国民の理解を深めるとともに,各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。

職員間ディスカッション結果

- 畜犬登録台帳について,死亡未届,他自治体への転出に伴う登録変更手続きの未実施などで台帳情報の一部が不正確になっている。
- 狂犬病予防注射の実施率が向上しない。
- マイクロチップ装着義務化前から飼われている犬猫,事業者から入手した以外の犬猫(特に猫)を対象とした装着費用補助事業を開始したものの事業の利用率が向上しない。

令和6年度 犬の登録頭数・予防注射頭数・実施率

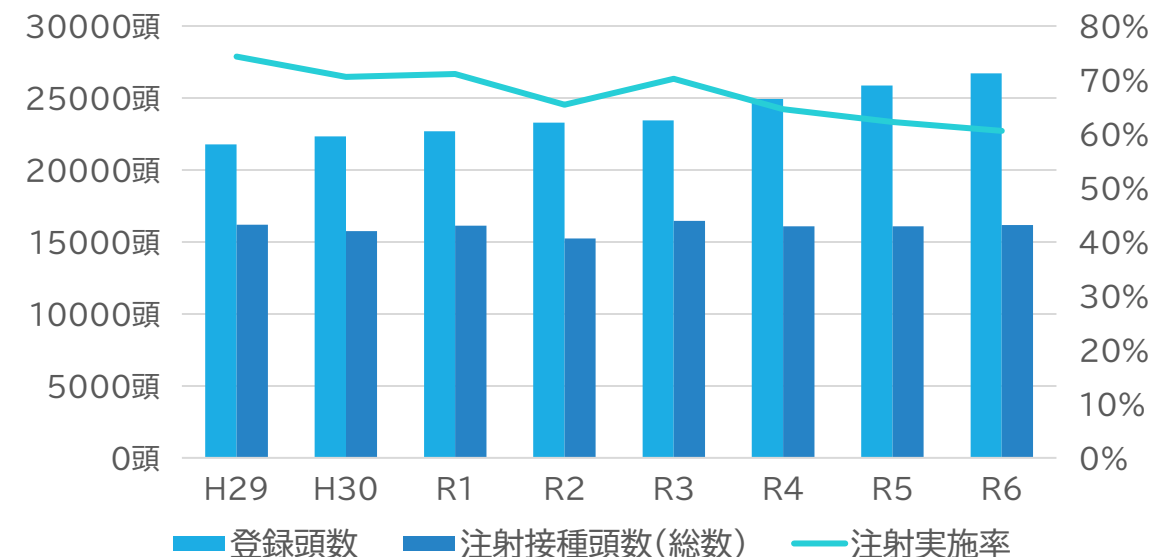
	登録頭数	予防注射頭数	予防注射実施率
全国	6,054,519頭	4,251,235頭	70.2%
千葉県	320,995頭	220,777頭	68.8%
柏市	26,712頭	16,180頭	60.6%

マイクロチップ登録頭数(R7年10月1日)

	合計	犬	猫
全国	2,222,637頭	1,615,555頭	607,082頭
千葉県	133,487頭	94,725頭	38,762頭
柏市	10,254頭	7,160頭	3,094頭

環境省 犬と猫のマイクロチップ登録HPより作成

柏市犬の登録・予防注射頭数,注射実施率推移



7. その他 動物取扱事業者の監督に関すること

基本指針(抜粋・要約)

- 飼養管理が不適切な事業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適切飼養の実態があることから、令和元年改正法で動物取扱業者に対する規制が強化された。
- このような背景を踏まえ、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

職員間ディスカッション結果

- 現状の監視は、他の業務量の都合もあり、新規申請時・5年に1度の更新申請時・苦情等発生時に実施している。
- 指導が長期化する事業者に対しては、計画的、効率的かつ効果的な監視・指導が必要である。

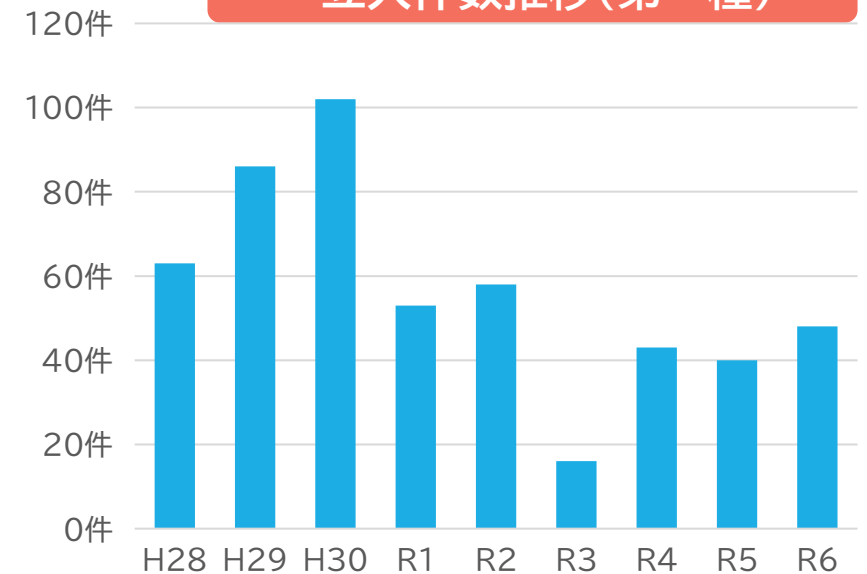
第一種動物取扱業者数(件)

	事業所数	業種別 内訳計	業種別登録数						
			販売	保管	貸出	訓練	展示	競り あっせん業	譲受 飼養業
全国(総数)	50,335	65,408	22,334	31,629	1,601	5,197	4,352	27	268
千葉県	2,299	3,086	1,055	1,464	101	282	172	0	12
柏市	160	211	52	123	9	18	9	0	0

第二種動物取扱業者数(件)

	事業所数	業種別 内訳計	業種別登録数				
			譲渡し	保管	貸出	訓練	展示
全国(総数)	2,053	2,743	1,659	436	119	73	456
千葉県	82	115	76	22	2	3	12
柏市	6	9	6	3	0	0	0

立入件数推移(第一種)



7. その他 特定動物の飼養許可，監督に関すること

職員間ディスカッション結果



- 立ち入り頻度が低いため，飼養施設・飼養状況の把握が十分でない。
- 災害時等に市内特定動物に起因する問題が発生しないよう，確認体制等の構築が必要。

▶市内で飼養を許可している特定動物

- 許可件数：8件
- 特定動物の分類：爬虫類 7匹

特定動物飼養許可件数，立入件数推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
許可件数	4	4	7	7	8	8	8	8
立入件数	4	2	3	4	1	3	0	1

特定動物とは

トラ、クマ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となります。なお、外来生物法で飼養が規制される動物は除外されます。

特定動物の飼養について

人に危害を加えるおそれのある危険な動物とその交雑種（特定動物）は令和2年6月1日から愛玩目的等で飼養することが禁止されました。

7. その他 動物由来感染症の周知啓発に関すること

- 厚生労働省が発出する動物由来感染症に関する情報について，柏市HPへの掲載，啓発リーフレットを配布するなどし，市民への周知に努めている。





3 意見交換

いただきたいご意見の視点



- ✓ 抽出・整理した課題（p.26以降）に対しての御意見・お考えをお聞かせください。
- ✓ 課題の追加や御要望がありましたら、御発言をお願いします。



4 次回以降の予定等について

第2回懇談会の内容案（令和8年2月予定）



- ✓ 前回の振り返り
- ✓ 市民等向けアンケートに関する報告と課題の再整理
- ✓ 課題に対する施策（対策）案の検討
- ✓ その他

※なお、第2回懇談会を開催するまでの間に、①ご意見の補足 ②議事録内容確認 ③市民等向けアンケート に関してメールで御連絡をさしあげますので、御確認のほどよろしく願いいたします。